

○伊那市中小企業人材育成事業補助金交付要綱

平成 20 年 2 月 14 日

告示第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の中小企業者が人材育成を図るため、職務上必要な技術、技能等を習得する研修等に関する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則(平成 18 年伊那市規則第 35 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 研修等 中小企業者又はその従業員が職務上必要な技術、技能等を習得するための研修及びこれらに準じる講習会をいう。

(交付対象者)

第 3 条 この告示の適用を受けることができる者は、市税及び分担金、使用料その他の歳入を完納しており、次条に規定する研修等の受講料を負担した、市内に事業所を有する中小企業者(以下「対象事業者」という。)とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助対象経費は、対象事業者又はその従業員が研修等を受講した際に要した受講料(交通費、宿泊料及び食料料は除く。次項において「受講料」という。)であって、対象事業者が負担したものとする。

- 2 補助金は、受講料の 2 分の 1 以内の額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、当該年度内に 1 対象事業者当たり 5 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定するもののほか、補助対象経費の金額を証する書類を添付しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 研修等の終了を証する書類の写し
- (2) 研修等の受講料の支払を証する書類の写し

(適用除外)

第7条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業(昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。)による集落移転の対象となった区域において事業を実施する者については、適用しない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第137号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月9日告示第221号)

この告示は、平成29年6月9日から施行し、改正後の伊那市中小企業人材育成事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。